

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

できる人 安田正著「一流役員が実践している 仕事の流儀」(クロスメディア・パブリッシング発行)で、三流の仕事(略)、二流の仕事、一流の仕事を解説しています。例えば、①二流は上司の邪魔にならない。一流は上司を出世させる。②二流はしゃべりの達人、一流は返しの達人。③二流は借りを作ったら必ず返す。一流は貸しを作っても忘れる。④二流は部下の悪い点はいくらでも言える。一流は部下の良い点、悪い点を同じ数だけ言える。⑤二流は素直に謝罪する。一流は対応策とセットで謝罪に向かう。また、⑥部長止まりの人は、リスクの取り方が少ない。役員に上り詰める人は、ギリギリいっぱいリスクを取る。なども。

ヒント

税務 ミニガイド

マイナンバー制導入に伴って従業員や控除対象配偶者等の個人番号を記載することとなる給与所得の源泉徴収票の改正様式が明らかになりました。大きさもA6サイズからA5サイズに変更されます。

新様式への変更は、平成28年1月の予定です。



ダンチョウの群れ(北海道)

浅尾省五/オアシス

交際費等の 損金不算入制度

□交際費等の損金不算入制度

平成26年度税制改正において、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置（民間投資と消費の拡大）の一環として、交際費等の損金不算入制度の改正が行われました。

改正前の制度では、中小法人（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人）以外の法人については、支出する交際費等の額は、全額が損金不算入とされていました。

改正により、法人が平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%が損金に算入されることになりました。

□中小法人の取扱い

中小法人については、年間800万円までは損金に算入されますが、年間800万円を超える部分の金額は損金不算入とされていました。

中小法人が平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額については、改正前の規定（年間800万円までの損金算入）と改正規定（接待飲食費の額の50%の損金算入）との選択適用をすることができます。

□接待飲食費

接待飲食費について、社内飲食費（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの）はその対象から除かれることとなります。

□適用要件

改正規定の適用を受けるためには、その接待飲食費について、次の事項を帳簿書類に記載していることが要件とされています。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食費の額並びに飲食店の名称、所在地



○備前・備中・備後などの「前・中・後」では、京に近い方が前になる。官名の近江守や甲斐守などは一字を取って江州殿、甲州殿と略称するが、越前守、越中守、越後守なら、越前守を越州殿とし、あとは越中殿、越後殿として、都に近い方を立てる。従って、肥州殿と言ったら肥前守のことで肥後守ではない。ただ、肥州殿を肥前殿と呼んでもかまわない。



- ④ その他飲食であることを明らかにするために必要な事項

□少額飲食費との比較

少額飲食費（飲食等のために要する費用であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が5,000円以下である費用）については、交際費等の範囲から除くこととされています。

今回改正された接待飲食費については、この少額飲食費は除いたところで、50%損金算入を計算することになります。

□少額飲食費の記載要件との比較

少額飲食費の規定の適用を受けるためには、一定の事項を帳簿書類に記載していることが要件とされています。

今回改正された接待飲食費の帳簿書類への記載要件について、基本的には、少額飲食費の記載要件と同じです。

ただし、少額飲食費については、一人当たりの単価計算のため、飲食等に参加した者の数が記載要件に含まれています。

これに対して、接待飲食費については、一人当たりの単価を計算する必要がないため、飲食等に参加した者の数は記載要件には含まれていません。

教育資金贈与の 非課税制度利用状況

一般社団法人信託協会から教育資金贈与の非課税制度の受託状況が公表されました。興味ある結果ですのでチェックしたいと思います。

□平均信託財産設定額

この制度は、祖父母（贈与者）が一定の金融機関に子・孫（受贈者）名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出した場合には、子・孫ごとに1,500万円まで非課税とする内容です。

1昨年から開始された制度ですが、2014年6月末時点の契約数は7万7千件弱、信託財産設定額合計は5千2百億円弱となっており、1件当たりの平均信託財産設定額は約676万円となっています。

□受益者向けアンケート結果

教育資金贈与信託に関する受益者向けアンケートでは次のような興味深い結果が出ています。

全体の利用者の約70%が子供の教育について「考える機会が増えた」「考えるきっかけとなった」と回答しています。

また、「教育費にかかる家計負担が軽減された」と回答した者が利用者の大多数の95%となっています。

□改善要望

①「領収書等の記載事項の簡略化を希望する」と回答した利用者は全体の61%となっています。現状教育資金かどうかのチェックは、払い出しの際に金融機関が領収書等の提出を受けたときに行い、その書類はその後すべて保管されるシステムとなっているからです。

②「口座に残っていた資金に一定時期に贈与税がかかることを緩和して欲しい」と回答している割合は利用者の52%と過半数を超えています。

現状子・孫の口座は30歳に達する日に終了し、口座に残額があればその日において贈与があったものとして贈与税が課税されるからです。

今後、適用時期や適用内容の改正など、この制度の動向から目がはなせません。

ナマの税務相談室

Q 今日はいご無沙汰しています。新年早々で恐縮ですが、本日は相続税のことでご指導宜しくお願いたします。

A こちらこそ宜しくお願いたします。年初からどのようなご質問ですか。

Q 実は甲さんがY市にある土地を長年乙さんに貸していました。ところが、数年前から甲乙間でトラブルが生じ係争の挙句裁判所の調停にまで持ち込まれました。その結果、調停条項として甲が乙の借地権付き建物を2,100万円で購入するという結論が出ました。買い取り条件として平成25年6月末までに半額の1,050万円を支払い、建物の明け渡し期限の平成26年8月末日までに残金1,050万円を支払うというものです。

甲は当初の取り決め通り半額を直ちに支払いましたが、建物の明け渡しを受ける前の平成26年4月に死去いたしました。

売買契約成立後に 相続があった場合

今、相続税の申告の準備をしているところですが、土地の評価は貸宅地評価でよいのか、又建物の明け渡しを受けていない状況の中

で残金1,050万円を債務として認識して良いのか等々判断に苦しんでいます。

A 年初のめでたさ気分も覚める問題でご同情申し上げます。

ところで、相続税の申告において土地は仰る通り貸宅地評価で宜しいです。

また、売買契約が公然と成立しています。

買主に相続が発生した場合、相続財産は売買契約に係る借地権等の引き渡し請求権とし、財産取得者の負担すべき債務は相続開始時の未払金といたします。

この場合、支払済みの前渡金を明確にするために引き渡し請求権2,100万円、乙に対する債務として未払金1,050万円を相続税の申告書に記載いたすべきです。

マッサンと抵抗の酒

お酒は大きくは醸造酒と蒸留酒に分類されます。ビールやワインや日本酒が醸造酒です。醸造酒は、穀物や果実を原料とし、酵母によってアルコール発酵させて製造する酒です。発酵させたら後は搾るだけなので、アルコール度数はあまり高くなりません。ただし、含まれるアルコール成分は一種類でなく数十種類に及ぶので、味の複雑さを醸し出します。

蒸留酒は、醸造酒を一定の温度で温めることで揮発するアルコールのみを抽出したものです。水の沸点が100度に対してアルコールの沸点は78.3度です。この違いを利用してアルコールのみの蒸気を集め、冷却することで、元

の醸造酒よりも度数の高い酒を得ることが出来ます。

原理としては、ビールを蒸留してウイスキー、ワインを蒸留してブランデー、日本酒を蒸留して米焼酎を造ります。泡盛、ウォッカ、ジン、テキーラ、茅台酒、グラッパなども蒸留酒ですが、基本的に無色透明です。これらも、焦がした木樽にて熟成させると、ウイスキーのような琥珀色になります。

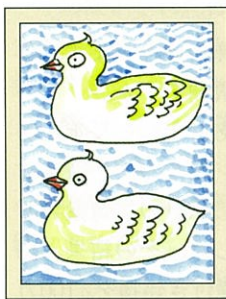
木樽熟成は、スコットランドが1707年に大英帝国に併合され、英国がスコットランド蒸留業者に重い酒税を課したのに対して、これを逃れるため、山間部に逃れて密造し、シェリー樽に隠したことに始まるといわれています。

そして、それまで透明であったウイスキーは、樽の中での熟成により、まろやかになり、樽の香りと琥珀の色合いを得ることになりました。

18世紀が密造の最盛期で、19世紀の半ばにようやく課税の見直しが行われるようになって、やっと密造時代は終わりを告げました。それで、重税に対する抵抗が生み出したウイスキーを「抵抗の酒」とも言うようです。

進行中のNHKの朝ドラの「マッサン」は日本ウイスキー創業の歴史ドラマです。世界的に評価の高い5大ウイスキーというと、スコッチ、アメリカン、アイリッシュ、カナディアン、ジャパニーズなのだそうです。でも、ジャパニーズは21世紀になって漸く評価が定まったのであり、創業の歴史はなお続いており、いま最も進化の過程にあるところと言えます。

元旦の日の出。初日を押むために、海辺や高地へわざわざ出かける人も多い。「渚ゆくわが足跡に初日かけ 年尾」
 ゆっくり新年を寿ぎ、家族の健康を希い、英気を養い、さあ、これからです。今月は、年末調整の事後処理、法定調書の提出、新年分給与関係の準備、償却資産申告と結構立て込んでいます。先ずは一仕事。6日小寒、20日大寒。



一人では何も出来ぬ。
 だが、
 まず誰かがはじめなければならぬ。

(劇作家 岸田國士)

1月の税務メモ

(国税)

- 12月分源泉所得税の納付 (特例適用者は7~12月の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

(地方税)

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産(固定資産)の申告
- 個人住民税の第4期分納付

13日
20日
2月2日
〃
〃
〃
(地方条例による)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。